

狂犬病予防注射の 年度にご注意ください！

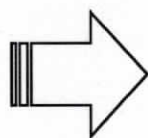


狂犬病予防法施行規則の一部改正により、

- ◆年度切替が4月1日になりました。
- ◆令和9年度から通年接種が可能となりました。

これまで

- ◆3月2日から
新年度の済票交付
- ◆4月1日から6月
30日までに注射を
受けさせること



改正後

- ◆4月1日から
新年度の済票交付
- ◆通年接種可能



毎年3月2日から3月31日の間に
狂犬病予防注射を接種している
飼い主さんご注意ください。

令和8年度に2回打ったことになってしまいます！

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年	R6年度		R7年度									
令和8年	R7年度		R8年度									
令和9年	R8年度			R9年度								

注射の接種時期のご相談はかかりつけの動物病院へお問い合わせください



【制度に関するお問い合わせ】

尾道市役所環境政策課 TEL 0848-38-9434 (直通)